

第76回 定時株主総会招集ご通知

日 時 2023年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階
コンファレンスセンター

決議事項

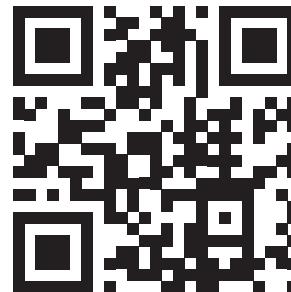
第1号議案	取締役7名選任の件
第2号議案	監査役1名選任の件
第3号議案	取締役の報酬額改定の件
第4号議案	取締役に対する業績連動型 株式報酬等の額及び内容決定 の件

●ご注意

開催場所の階数が昨年と異なりますので、お間違えないようお願い申し上げます。

◎第76回定時株主総会より、株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。



■ 株主の皆様へ



代表取締役
社長執行役員

目崎 龍二

企業理念

時代を先取りする積極的経営を旨とし、信用維持を第一に新しい価値の創造を通じて社会に貢献し、人々の文化生活の向上に資する商品、サービスの提供を図る。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第76回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び2022年度の事業概要につき、ご報告いたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

■ 目次

▶ 株主の皆様へ	1
▶ 第76回定時株主総会招集ご通知	2
▶ 株主総会参考書類	6
▶ 事業報告	21
▶ 連結計算書類	41
▶ 計算書類	55
▶ 監査報告書	65

招集ご通知

(証券コード 8158)

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

ソーダニッカ株式会社

代表取締役 目崎 龍二
社長執行役員

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第76回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sodanikka.co.jp/ir/event/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6
月21日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時

場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階コンファレンスセンター

（開催場所の階数が昨年と異なりますので、お間違えないようご注意ください。）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

招集ご通知

目 的 事 項

- 報告事項**
1. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

◎第76回定時株主総会より、株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日総会会場運営スタッフは、検温を含め体調を十分確認したうえで、引続きマスクを着用のうえ、対応させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。株主総会の議決権行使は書面又はインターネット等による方法もございます。詳細につきましては4、5ページをご覧ください。議決権行使書とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

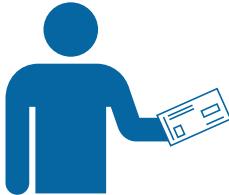
【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席されない場合



■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限 | 2023年6月21日（水曜日）午後5時20分 到着分まで



■インターネットによる議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) より、行使期限までに議決権をご行使ください。

（詳細は5ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限 | 2023年6月21日（水曜日）午後5時20分 入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

※詳しくは5ページ及び同封のご案内チラシをご覧ください。

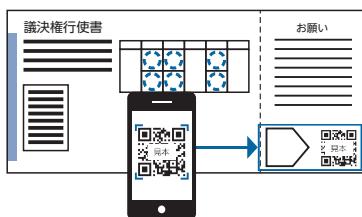
招集ご通知

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

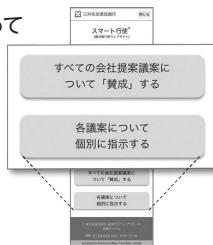
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



当社の指定する議決権ウェブサイト
<https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック

- 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

- 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力の上、実際に使用する新しいパスワードを設定し、「**登録**」をクリック

- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様につきましては、予め申込みされた場合に限り、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員して取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会への出席状況
1	再任	 <small>なが す</small> 長洲 崇彦 <small>たか ひこ</small>	代表取締役 会長 有限会社野津善助商店 取締役会長（非常勤）	100% (15回中15回出席)
2	再任	 <small>め ざき</small> 目崎 龍二 <small>りゅう じ</small>	代表取締役 社長執行役員	100% (11回中11回出席)
3	新任	 <small>まつ お</small> 松尾 保幸 <small>やす ゆき</small>	専務執行役員 経営企画本部長兼コーポレート部門管掌	—
4	再任 社外 独立	 <small>いけ だ</small> 池田 純 <small>じゆん</small>	社外取締役 西松建設株式会社 社外取締役	100% (15回中15回出席)
5	再任 社外 独立	 <small>ふる かわ</small> 古川 裕二 <small>ゆう じ</small>	社外取締役 公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 株式会社佐藤渡辺 社外取締役	100% (15回中15回出席)
6	新任 社外 独立	 <small>にし やま</small> 西山 佳宏 <small>よし ひろ</small>	東邦チタニウム株式会社 顧問	—
7	新任 社外 独立	 <small>まつ むら まり こ</small> 松村眞理子	真和総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ファンドクリエーショングループ 社外 監査役 明治ホールディングス株式会社 社外取締役	—

当社の取締役会は、取締役候補者について、指名・報酬委員会に諮問のうえ、幅広い多様な人材の中からそれぞれの人格や見識等を考慮し、その役割と職責を全うできる適任者を候補者として選任するものとする。さらに社外取締役候補者については、会社法及び株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直、活発で建設的に助言し監督できる高い見識と豊富な経験を重視するとともに、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められることを要件とする。

株主総会参考書類

候補者
番号

1

なが す
長洲

たか ひこ
崇彦

再任



生年月日
1957年12月22日生

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (15回/15回)

所有する当社株式数
127,700株

取締役在任期間 (本総会終結時)
13年

取締役候補者とした理由

長洲崇彦氏は、化学品事業、海外事業、経営企画、事業戦略などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、2012年5月より代表取締役社長、2023年4月より代表取締役会長としての職責を担っております。これらの経験及び見識がグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断し、引続き取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2005年4月 当社化学品第一部長
2010年6月 当社取締役兼執行役員
化学品営業本部副本部長
2011年4月 当社取締役兼執行役員
経営企画本部副本部長
2012年4月 当社取締役兼執行役員
経営企画本部副本部長
兼事業戦略部門海外グループ長
2012年5月 当社代表取締役社長
2018年4月 当社代表取締役社長
海外事業統括兼海外本部長
2021年6月 当社代表取締役 社長執行役員
2022年5月 有限会社野津善助商店 取締役会長 (非常勤) (現任)
2023年4月 当社代表取締役 会長 (現任)
2023年6月 株式会社日本包装 取締役会長 (非常勤) (就任予定)

重要な兼職の状況

有限会社野津善助商店 取締役会長 (非常勤)

候補者
番号

2

め ざき
目崎

りゅう じ
龍二

再任



生年月日
1963年7月8日生

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (11回/11回)

所有する当社株式数
18,657株

取締役在任期間 (本総会終結時)
1年

取締役候補者とした理由

目崎龍二氏は、化学品事業、経営企画、事業戦略、財務政策などの幅広い分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備え、2023年4月より代表取締役社長執行役員の職責を担っております。これらの経験及び見識がグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断し、引続き取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2011年4月 当社紙パルプ営業部長
2016年4月 当社大阪支店長
2019年4月 当社執行役員 経営企画室長兼 I R 担当
2020年4月 当社執行役員 経営企画本部長兼 Go forward 全体統括兼
中期経営計画推進担当
2021年4月 当社常務執行役員
経営企画本部長兼 Go forward 全体統括兼中期経営計画
Go forward STAGE2 推進担当
2022年4月 当社常務執行役員
経理本部長兼 次期中期経営計画策定・Go forward 推進担
当
2022年6月 当社取締役 常務執行役員
経理本部長兼 次期中期経営計画策定・Go forward 推進担
当
2023年4月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

株主総会参考書類

候補者
番号

3

まつ お やす ゆき
松尾 保幸

新任



生年月日
1965年7月2日生

当事業年度の
取締役会への出席状況

—

所有する当社株式数
13,525株

取締役在任期間（本総会終結時）

—

取締役候補者とした理由

松尾保幸氏は、化学品事業などの営業分野で豊富な経験と実績を有し、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えております。これらの経験及び見識がグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2011年4月 当社第一営業部長
2016年1月 当社化学品第一部長兼環境薬品部長
2016年4月 当社執行役員 化学品セグメント長
兼基礎化学品営業本部長
2019年4月 当社執行役員 大阪支店長
2021年4月 当社常務執行役員 関西支社長
2023年4月 当社専務執行役員（現任）
経営企画本部長兼コーポレート部門管掌（現任）

候補者
番号

4

いけ だ じゅん
池田 純

再任

社外 独立



生年月日
1952年2月28日生

当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

所有する当社株式数
0株

取締役在任期間（本総会終結時）

7年

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

池田純氏は、長年にわたり商社等の経営に携われており、経営者としての豊富な経験と実績、他社の社外取締役の経験を有するとともに、当社の取締役会や指名・報酬委員会において積極的にご発言いただき、当社の社外取締役として取締役会の監督機能を充実させること、及び当社のグループ経営に外部の意見を採り入れることなど、適切な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の取締役会の監督機能の強化に寄与していただけると判断し、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 三菱商事株式会社入社
1998年12月 米国三菱商事本店 汎用化学品部長（ニューヨーク）
2003年5月 三菱商事株式会社 経営企画部兼事業開発部
2005年4月 同社 先端化学品本部長
2006年4月 同社 執行役員
2009年6月 三菱商事フードテック株式会社 代表取締役社長
2012年11月 三菱商事ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長
興人ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長
2016年6月 当社社外取締役（現任）
西松建設株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

西松建設株式会社 社外取締役

株主総会参考書類

候補者
番号

5

ふる かわ

古川

ゆう じ

裕二

再任

社外 独立



生年月日

1961年9月24日生

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (15回/15回)

所有する当社株式数
0株

取締役在任期間 (本総会終結時)
4年

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

古川裕二氏は、長年にわたり銀行等の経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と実績、他社の社外取締役の経験を有するとともに、当社の取締役会や指名・報酬委員会において積極にご発言いただき、当社の社外取締役として取締役会の監督機能を充実させること、及び当社のグループ経営に外部の意見を採り入れることなど、適切な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の取締役会の監督機能の強化に寄与していただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行
2009年3月 株式会社りそな銀行 執行役員
2012年4月 同行 常務執行役員
2013年4月 同行 代表取締役副社長兼執行役員
2014年4月 同行 取締役兼執行役員
株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
株式会社りそなホールディングス 代表執行役員
2014年6月 同社 取締役兼代表執行役員
2017年4月 同社 取締役
りそな決済サービス株式会社 代表取締役社長
2017年6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 (現任)
2019年6月 当社社外取締役 (現任)
2020年6月 株式会社佐藤渡辺 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長
株式会社佐藤渡辺 社外取締役

候補者
番号

6

にし やま

西山

よし ひろ

佳宏

新任

社外 独立



生年月日

1955年9月24日生

当事業年度の
取締役会への出席状況
—

所有する当社株式数
1,000株

取締役在任期間 (本総会終結時)
—

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

西山佳宏氏は、長年にわたり製造会社の経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と実績を有し、当社の取締役会の監督機能を充実させること、及び当社のグループ経営に外部の意見を採り入れることができるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 日本鉱業株式会社 (現 JX金属株式会社) 入社
2013年4月 JX日鉱日石金属株式会社 (現 JX金属株式会社) 常務執行役員
同社金属事業本部副部長、企画部管掌
パンパシフィック・銅パパー株式会社 常務執行役員
日韓共同製錬株式会社 取締役
2013年6月 JX日鉱日石金属株式会社 取締役常務執行役員
パンパシフィック・銅パパー株式会社 取締役常務執行役員
2014年6月 JX日鉱日石金属株式会社 金属事業本部長
パンパシフィック・銅パパー株式会社 取締役副社長執行役員
日韓共同製錬株式会社 代表取締役社長
日比共同製錬株式会社 代表取締役社長
2015年6月 パンパシフィック・銅パパー株式会社 代表取締役社長
2016年1月 JX金属株式会社 取締役常務執行役員 金属事業本部長
2017年6月 東邦チタニウム株式会社 代表取締役社長・社長執行役員
2021年6月 同社 顧問 (現任)
2023年6月 新電元工業株式会社 社外取締役 (就任予定)

重要な兼職の状況

東邦チタニウム株式会社 顧問

株主総会参考書類

候補者
番号

7

まつ むら
松村

ま り こ
眞理子

新任

社外 独立



生年月日

1959年9月24日生

当事業年度の

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式数

0株

取締役在任期間（本総会終結時）

—

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割

松村眞理子氏は、長年にわたり弁護士に携われており、法務に関する豊富な知識と経験を有し、当社の取締役会の監督機能を充実させること、及び当社のグループ経営に外部の意見を採り入れることができるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所 入所
- 1994年2月 龍土総合法律事務所 入所
- 2006年1月 真和総合法律事務所 入所 パートナー弁護士（現任）
- 2017年2月 株式会社ファンドクリエーショングループ 社外監査役
（現任）
- 2018年6月 明治ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
- 2019年5月 株式会社アダストリア 社外監査役
- 2022年4月 第一東京弁護士会 会長
日本弁護士連合会 副会長
- 2023年6月 株式会社小松製作所 社外監査役（就任予定）

重要な兼職の状況

真和総合法律事務所 パートナー弁護士
株式会社ファンドクリエーショングループ 社外監査役
明治ホールディングス株式会社 社外取締役

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池田純、古川裕二、西山佳宏、松村真理子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 西山佳宏氏は、2023年6月に東邦チタニウム株式会社顧問を退任する予定であります。
4. 松村真理子氏の戸籍上の氏名は細井真理子であります。
5. 池田純氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
古川裕二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、池田純、古川裕二の両氏と会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しており、本議案において各氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定です。また、西山佳宏、松村真理子の両氏が本議案において新たに選任され就任した場合、同様の契約を締結する予定です。
7. 当社は、池田純、古川裕二の両氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。また、西山佳宏、松村真理子の両氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており原案どおり選任された場合は独立役員になる予定です。
8. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。その保険料は全額当社が負担しており、取締役の職務執行に起因して保険契約期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び訴訟費用が上記保険契約により填補されます。なお、各候補者が取締役に選任された場合には、候補者全員を被保険者として、当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考> 取締役のスキルマトリックス
・取締役の専門性と経験は、次のとおりです。

氏名	専門性と経験					
	企業経営・ 経営戦略	人事・ 人材開発	財務・会計・ 資本政策	内部統制・ ガバナンス	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	国際性
長 洲 崇 彦	●	●	●	●	●	●
目 崎 龍 二	●		●	●		
松 尾 保 幸	●			●		
池 田 純	●			●	●	●
古 川 裕 二	●	●	●	●		
西 山 佳 宏	●			●	●	●
松 村 眞 理 子				●	●	

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役土屋洋泰氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

つち や ひろ やす
土屋 洋泰

再任

社外 独立



生年月日

1961年1月29日生

当事業年度の

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

当事業年度の

監査役会への出席状況

100% (12回/12回)

所有する当社株式数

13,765株

監査役在任期間 (本総会終結時)

16年

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年4月 公認会計士登録 (現任)

1993年5月 税理士登録 (現任)

2007年6月 当社監査役 (現任)

2008年6月 監査法人まほろば 統括代表社員 (現任)

重要な兼職の状況

監査法人まほろば 統括代表社員

社外監査役候補者とした理由

土屋洋泰氏は、公認会計士及び税理士として長年の豊富な財務等の知識と経験があり、当社経営陣から独立した監査機能を有していると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 土屋洋泰氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年となります。

3. 当社は、土屋洋泰氏と会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しており、本議案において同氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定です。

4. 当社は、土屋洋泰氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は独立役員になる予定です。

5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。その保険料は全額当社が負担しており、監査役の職務執行に起因して保険契約期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び訴訟費用が上記保険契約により填補されます。なお、土屋洋泰氏が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

株主総会参考書類

(ご参考) 選任後の監査役会の構成(予定)

候補者	氏名	会社における地位及び重要な兼職の状況	当事業年度の 取締役会/監査役会への 出席状況
—	 みやもと 隆博 宮本 隆博	常勤監査役 曹達日化商貿（上海）有限公司 監事（非常勤）	取締役会 100% (15回中15回出席) 監査役会 100% (10回中10回出席)
●	再任 社外 独立  つちや ひろ やす 土屋 洋泰	社外監査役 監査法人まほろば 統括代表社員	取締役会 100% (15回中15回出席) 監査役会 100% (12回中12回出席)
—	 きくち まこと 菊池 眞	社外監査役	取締役会 100% (15回中15回出席) 監査役会 100% (12回中12回出席)

(注) 当社の監査役任期は4年であり、宮本隆博氏は、2022年6月開催の第75回定時株主総会において選任され、就任しております。菊池眞氏は、2021年6月開催の第74回定時株主総会において選任され、就任しております。

以上

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第59回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を考慮し、取締役員数の変更に係る定款変更案の承認可決を条件として、「年額250百万円以内」とご承認いただき今日に至っております。当時は社外取締役への報酬の支払実績がなかったことから社外取締役の報酬枠について明確化しておりませんでした。その後2013年6月25日開催の第66回定時株主総会以降選任され就任した社外取締役に報酬を支払っていることから、2013年6月25日に遡って取締役の報酬額を「年額250百万円以内（うち社外取締役60百万円以内）」へと改定することの追認をお願いするものであります。

今回の改定は、社外取締役の報酬額を年額60百万円以内と設定するもので、それ以外の取締役も含む取締役全体の報酬額を変更するものではありません。客観的視点・株主様の立場から業務執行取締役を監督するという社外取締役に対する期待は強くなっており、これらの職務上の責任等を踏まえ、今回上程する改定内容は取締役会として相当であると考えております。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は7名（うち社外取締役4名）となります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」で構成されていますが、今般、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することにいたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。また、本議案を原案のとおりご承認いただくことを条件として、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただきました「譲渡制限付株式報酬」に関する報酬枠を廃止し、以降は、譲渡制限付株式の割当ては行わないこととします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び、取締役に交付する株式に退任までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

本議案による報酬枠は、2006年6月23日開催の第59回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額250百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とし、また、本制度による報酬の支給は、本定時株主総会終結日の翌日から2027年6月の定時株主総会終結の日までの4年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して行うものとし、（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年2月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告31、32ページに記載のとおりであります。本議案を原案のとおりご承認いただくことを条件として当該決定方針を、本議案末尾に記載のとおり変更することを2023年4月17日開催の取締役会において決議しております。

本議案は当該変更後の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。以上より、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3. のとおり、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとし、）、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2027年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間（4年間）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金240百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり100,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧ 下記3. に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から退任する日まで（※）

※本議案において、「退任」とは、当社の取締役、執行役員のいずれの地位でもなくなることをいうものとします。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金240百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3. の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役へ交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、退任日以後に交付する当社株式については、譲渡制限を付さないものとします。また一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

iii) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合

③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、第2号の場合において本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得する。

i) 取締役において、当社もしくは当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）

ii) 取締役において、法令、当社もしくは当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

iii) 取締役において、その行為が当社又は当社グループの名誉を毀損し、あるいは当社又は当社グループに著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

(3) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記（1）にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

- i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- iv) 株式の併合（当該株式の併合により各取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以 上

<ご参考> 第77期（2023年度）以降における当社の取締役報酬等の決定方針

第77期（2023年度）以降における当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針（委任に関する事項を含みます。）は以下のとおりです。なお、本議案をご承認いただいた場合、上記のとおり、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬に関する報酬枠を廃止し、本制度を導入いたしますが、本制度に基づき交付する株式には譲渡制限が付されるため、以下、本制度による報酬を「譲渡制限付株式報酬」と記載しております。

<決定方針に関する事項>

A.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

B.報酬体系

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

（1）固定報酬は、監督給若しくは執行給又はその両方による月例の報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的な勘案のうえ決定した規程に基づき支給するものとし、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。

（2）業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益等の目標値に対する達成度を斟酌し、役員賞与として上記（1）の規程に基づき原則として毎年一定時期に支給しております。その業績指標及びその目標値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。

（3）譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主様との一層の価値共有を進めることを目的として退任までの譲渡制限を付した株式報酬として、固定部分及び業績連動部分により構成し、上記（1）の規程に基づき原則として毎年一定時期に支給しております。業績連動部分の支給に際しては、評価対象期間のROE及び相対TSR等の目標値に対する達成度を斟酌しており、その業績指標及びその目標値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。また、一定の無償取得事由に該当した場合は、割当株式を無償で取得するものとし、譲渡制限付株式報酬の内容については、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。

（4）取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた各報酬ウエイトとし、指名・報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

<委任に関する事項>

役員賞与（業績連動報酬）は取締役会の決議に基づき当社代表取締役社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分であります。当該権限を適切に行使するため、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、当該答申内容に従って決定しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行に向け、各種政策のもとで徐々に経済活動の正常化が進みました。そうした中で、水際対策緩和によるインバウンド需要の回復や全国旅行支援策を背景とした個人消費の増加等、非製造業の好調さに支えられ、緩やかな持ち直し基調となりました。一方で、世界的な金融引締めが続く中での海外景気の下振れリスクや、供給制約、中国における感染拡大の影響等、景気の変動要因に注意を要する状況が続きました。

当社グループに関係の深い化学産業を中心とする国内製造業につきましては、資源高や円安を背景とする原材料コストの増加が重石となったほか、期の終盤には輸出需要減少を背景として、持ち直しの動きにも足踏みがみられました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては中期経営計画「Go forward STAGE2」の最終年度として、目標とする経営指標の継続的達成を目指すとともに、サステナビリティやガバナンスに関する取組みの推進等も含め、更なる企業価値の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高62,744百万円(前年同期比13.0%増)、営業利益1,741百万円(同39.0%増)、経常利益2,131百万円(同37.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,506百万円(同10.2%増)となりました。

▶ 連結業績

	前期 2022年3月期	当期 2023年3月期	前年同期比
売上高	55,508百万円	62,744百万円	13.0%
営業利益	1,252	1,741	39.0
経常利益	1,553	2,131	37.3
親会社株主に帰属する当期純利益	1,367	1,506	10.2

事業報告

セグメント別の概況は次のとおりであります。また、各セグメントに属する商品群及び主な構成要素を以下表に記載いたします。

▶ 各セグメントに属する商品群及び主な構成要素

セグメント	商品群等	主な構成要素
化学品事業	ソーダ関連薬品	か性ソーダ、塩酸等のソーダ工業に関する薬品
	その他の無機薬品	硫酸、アンモニア等のソーダ関連薬品以外の各種無機薬品
	有機薬品	溶剤、界面活性剤等の各種有機薬品
	その他	キレート剤、グラウト材料等、上記に属さない化学薬品
機能材事業	包装関連商品	フィルム、容器、包装関連機器等の包装に関連する各種商品
	合成樹脂関連商品	樹脂原料、添加剤、成型品等の合成樹脂に関する各種商品
	設備・工事・産業材料	汎用機械、生産用機械等の各種設備、付帯工事及びエレクトロニクス、建築向け等の産業材料
	その他	雑貨品等、上記に属さない工業用資材等
その他事業	連結子会社8社	ソーダニッカビジネスサポート株式会社 曹達日化商貿(上海)有限公司 PT.SODA NIKKA INDONESIA 株式会社日本包装 SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD. モリス株式会社 株式会社日進 有限会社野津善助商店
	賃貸収入	保有動産・不動産等の賃貸による収入

事業報告

化学品事業

売上高は前年同期に比べ15.8%増の41,796百万円、セグメント利益（営業利益）は前年同期に比べ19.0%増の2,976百万円となりました。セグメント利益への影響を基準とした、商品群別の取引推移等は以下のとおりであります。

ソーダ関連薬品は好調に推移いたしました。主力商品のか性ソーダは、化学業界をはじめとする素材産業を中心に若干の需要の減少傾向がみられましたが、価格改定等により取引増加となりました。塩酸は半導体向け需要の増加や価格改定等により、また重炭酸ソーダは清掃工場や日用品業界における需要増加により取引増加となりました。

その他の無機薬品は好調に推移いたしました。カリウム化合物は原料市況の高騰により各業界向けで取引増加となりました。また鉄化合物は化粧品需要の回復に伴い取引増加となったほか、アルミニウム化合物は自治体向け水質処理剤の新規受注等により取引増加となりました。

有機薬品は好調に推移いたしました。界面活性剤は日用品業界向けの販売シェア拡大により取引増加となりました。またフッ素系溶剤は金属の脱脂洗浄や溶剤用途での販売数量増加により取引増加となりました。

上記以外のその他の商品群は好調に推移いたしました。トイレタリー関連商品は新規商品の受注により取引増加となりました。

■ 売上高 ● セグメント利益
(百万円)



機能材事業

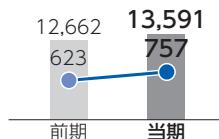
売上高は前年同期に比べ7.3%増の13,591百万円、セグメント利益（営業利益）は前年同期に比べ21.5%増の757百万円となりました。セグメント利益への影響を基準とした、商品群別の取引推移等は以下のとおりであります。

包装関連商品は円安効果による輸出商いの増加もあり好調に推移いたしました。複合フィルムは環境配慮型の高付加価値商品の販売推進や各商品の価格改定等により、また包装用フィルム・シートはアルミ箔の需給改善や新規・既存取引の受注拡大により取引増加となりました。一方で包装関連機器は前年同期の食品業界向けのスポット取引分が減少となりました。

合成樹脂関連商品は好調に推移いたしました。工業用製品は化学業界や食品業界向けの設備用樹脂部材等の受注により取引増加となりました。物流容器は新規案件の受注により取引増加となりました。またポリエチレン樹脂は食品業界や樹脂加工業界の需要回復及び販売シェア拡大により取引増加となりました。

設備・工事・産業材料はやや低調に推移いたしました。機械器具設置工事は案件増加となりましたが、化学装置関連機器は案件減少となりました。

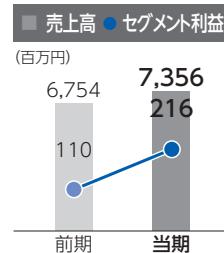
■ 売上高 ● セグメント利益
(百万円)



事業報告

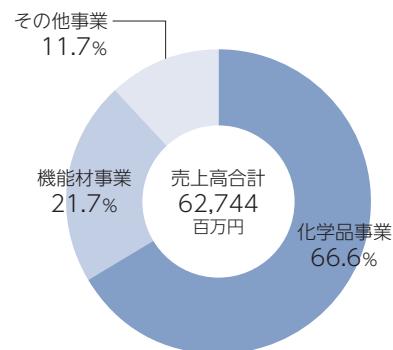
その他事業

売上高は前年同期に比べ8.9%増の7,356百万円、セグメント利益（営業利益）は前年同期に比べ96.1%増の216百万円となりました。



▶事業別売上高

セグメント	売上高	前年同期比	構成比
化学品事業	41,796百万円	15.8%	66.6%
機能材事業	13,591	7.3	21.7
その他事業	7,356	8.9	11.7
合計	62,744	13.0	100.0



(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

(1) 長期ビジョン「Go forward」

当社グループはグループの将来的なあるべき姿として、2016年度より長期ビジョン「Go forward」を設定しております。一方で近年の経営環境の変化を考慮し「社会課題解決」を経営の根幹に据え、新たな成長軌道をつくるため、2022年度の期中より長期ビジョンの内容を一部見直すとともに、長期ビジョンの最終年度を2025年度から2030年度へと延長いたしました。

長期ビジョンでは化学品商社として化学・機能製品に関する商品からサービスまでのあらゆる機能を備え、顧客と社会が抱える課題の解決に貢献する企業を目指し、事業価値・社会価値双方の向上を実現していくことを目標としております。

特に長期ビジョンでは新たな成長軌道に向け、事業戦略とサステナビリティの融合強化を重要テーマの1つと捉え、当社グループの役割を社会と化学のコーディネーターと定義しております。このような役割のもと、経済成長を続けながら脱炭素社会を実現するとともに、安全・安心な生活に貢献し、誰もが多様な価値観を大切にできる「豊かで持続可能な社会」の実現に努めてまいります。

(2) 中期経営計画「Go forward STAGE3」

また当社グループの中期経営計画につきましては、2023年3月期にて「Go forward STAGE2」の最終年度を満了いたしました。2023年度以降につきましては長期ビジョンの一部見直しを踏まえ、4か年毎の2つのステージに区切り中期経営計画を定める方針としております。次の事業年度となる2023年度からは中期経営計画「Go forward STAGE3」として、長期ビジョンに基づき新たな成長軌道をつくるための「変革」を果たすステージと位置付けており、その最終年度となる2027年3月期の財務目標を以下のとおりとしております。

【中期経営計画 財務目標】

	2027年3月期 目標値
親会社株主に帰属する当期純利益	20億円
R O E	8%以上
配 当 性 向	40%以上

この中期経営計画の達成に向け、各事業において時代の変化に即したビジネスモデルの発展に挑むとともに、事業や人財への積極的な成長投資と安定的な株主還元を念頭に資本効率の改善を図ること、具体的な成果を上げていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

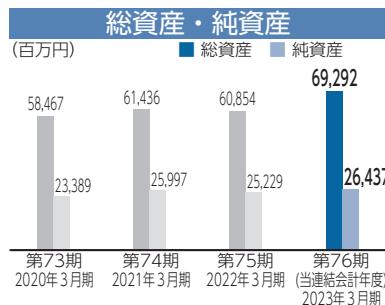
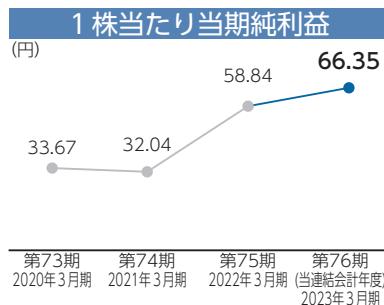
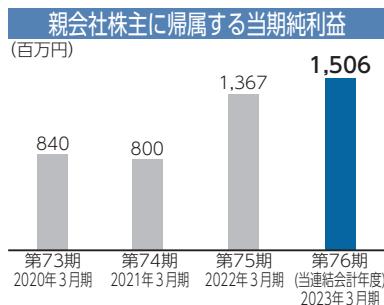
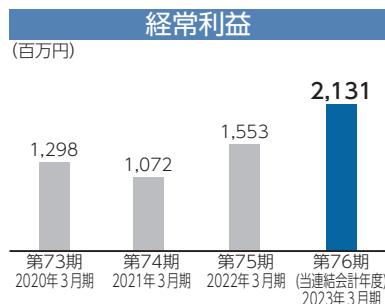
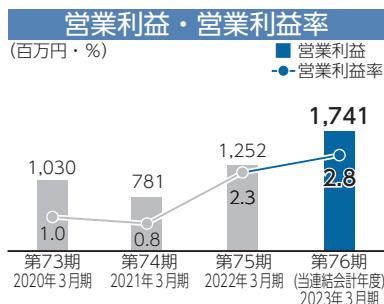
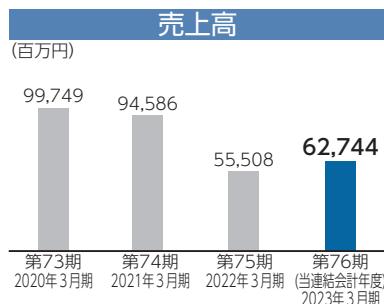
株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第73期 2020年3月期	第74期 2021年3月期	第75期 2022年3月期	第76期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	99,749	94,586	55,508	62,744
営業利益 (百万円)	1,030	781	1,252	1,741
経常利益 (百万円)	1,298	1,072	1,553	2,131
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	840	800	1,367	1,506
1株当たり当期純利益 (円)	33.67	32.04	58.84	66.35
総資産 (百万円)	58,467	61,436	60,854	69,292
純資産 (百万円)	23,389	25,997	25,229	26,437
1株当たり純資産額 (円)	936.51	1,039.55	1,112.99	1,151.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 第75期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第75期以降に係る売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



事業報告

(6) 主要な事業内容

セグメント	主要商品群等
化学品事業	ソーダ製品、ソーダ二次製品、アンモニア系製品、その他無機薬品、塩素系・フッ素系・石油系溶剤、石油化学製品、有機ファインケミカル
機能材事業	合成樹脂原料、合成樹脂製品、ガラス繊維、包装資材製品、工事、機器、電子材料、産業用材料、資源リサイクル・処理剤
その他事業	連結子会社8社（ソーダニッカビジネスサポート株式会社、曹達日化商貿（上海）有限公司、PT. SODA NIKKA INDONESIA、株式会社日本包装、SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.、モリス株式会社、株式会社日進、有限会社野津善助商店）、賃貸収入

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソーダニッカビジネスサポート株式会社	10 百万円	100 %	グループ会社の事務処理・福利厚生施設管理等の業務受託、倉庫・運送業
曹達日化商貿（上海）有限公司	300	100	無機化学品、有機化学品、精密化学品、合成樹脂原料及びその製品、日用品、上述関連商品の輸出入、卸売、コミッション代理（競売を除く）及びその他の関連付帯業務
PT. SODA NIKKA INDONESIA	349	97	無機化学品、有機化学品、精密化学品、合成樹脂原料及びその製品、日用品、上述関連商品の輸出入、卸売、コミッション代理（競売を除く）及びその他の関連付帯業務
株式会社日本包装	16	100	合成樹脂フィルムの印刷、ラミネート、スリット、製袋及び販売に付帯する事業
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.	108	100	化学工業薬品、包装用フィルム、環境関連機器等の貿易販売
モリス株式会社	10	100	化学品、合成樹脂、電機製品付属品、繊維織物の輸出入業務、海外進出企業に対するコンサルティング業務
株式会社日進	30	100	合成樹脂の仕入及び販売
有限会社野津善助商店	20	100	工業薬品、醸造資材器具の製造並びに販売、各種食料品の原料資材の販売等

(注) 上記子会社は連結子会社であります。

(8) 主要な事業所

- ①**当社** 本社：東京都中央区
支社：関西支社
支店：北海道支店、仙台支店、名古屋支店、広島支店、四国支店、福岡支店
- ②**子会社** ソーダニッカビジネスサポート株式会社（東京都中央区）
曹達日化商貿（上海）有限公司（中国 上海市）
PT. SODA NIKKA INDONESIA（インドネシア ジャカルタ）
株式会社日本包装（岡山県岡山市）
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム ホーチミン）
モリス株式会社（東京都中央区）
株式会社日進（愛知県名古屋市）
有限会社野津善助商店（島根県松江市）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比較増減
403 名	22 名増

(注) 従業員数には、臨時従業員29名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
288 名	9 名増	42.4 歳	16年4か月

(注) 従業員数には、臨時従業員28名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,170 百万円
株式会社みずほ銀行	990
株式会社三井住友銀行	990
株式会社三菱UFJ銀行	900

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

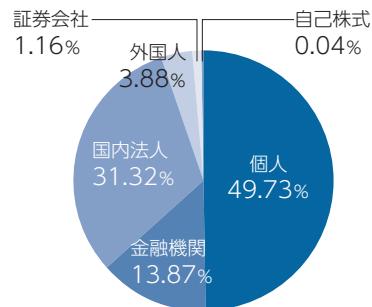
2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,958,444株 (自己株式数9,556株を除く。)
 (3) 株主数 10,314名 (前期比3,208名増)
 (内、議決権を有する株主数9,083名、前期比2,950名増)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
A G C 株 式 会 社	1,124 千株	4.89 %
セントラル硝子株式会社	1,124	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,015	4.42
株式会社 A D E K A	972	4.23
ソーダニッカ従業員持株会	597	2.60
株式会社りそな銀行	535	2.33
株式会社大阪ソーダ	448	1.95
東ソ一株式会社	416	1.81
株式会社三井住友銀行	410	1.78
株式会社みずほ銀行	380	1.65

▶所有者別株式分布状況



- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	交付者数	株式数
取締役 (社外取締役を除く)	3 名	20,103 株
執行役員	6	10,474

- (注) 当社の株式報酬の内容は、「3. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	長 洲 崇 彦	有限会社野津善助商店 取締役会長（非常勤）
取締役兼常務執行役員	細 谷 巖	経営全般補佐 兼ソーダニッカビジネスサポート株式会社 代表取締役社長
取締役兼常務執行役員	目 崎 龍 二	経理本部長 兼次期中期経営計画策定・Go forward推進担当
社 外 取 締 役	池 田 純	西松建設株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	渡 祐 二	
社 外 取 締 役	古 川 裕 二	公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長 株式会社佐藤渡辺 社外取締役
常 勤 監 査 役	宮 本 隆 博	曹達日化商貿（上海）有限公司 監事（非常勤）
社 外 監 査 役	土 屋 洋 泰	監査法人まほろば 統括代表社員
社 外 監 査 役	菊 池 眞	

(注) 1. 当期中における役員の異動は次のとおりです。

目崎龍二氏は、2022年6月22日開催の第75回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。

宮本隆博氏は、2022年6月22日開催の第75回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。

同氏は、2022年6月22日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

小柴邦彦氏は、2022年6月22日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。

2. 社外取締役池田純、渡祐二、古川裕二、社外監査役土屋洋泰、菊池眞の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 社外監査役土屋洋泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 2023年4月1日付で取締役の地位、担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	長 洲 崇 彦	有限会社野津善助商店 取締役会長（非常勤）
代表取締役 社長執行役員	目 崎 龍 二	
取 締 役	細 谷 巖	社長補佐 兼ソーダニッカビジネスサポート株式会社 代表取締役社長

5. 細谷巖氏は、本株主総会をもって任期満了により取締役を退任いたします。

<ご参考> 取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。(2023年4月1日現在)

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務執行役員	松尾保幸	経営企画本部長兼コーポレート部門管掌
執行役員	大里宗久	機能材本部長兼北海道・仙台・名古屋支店担当 兼株式会社日進担当
執行役員	戸谷剛	営業管理本部長 兼販売管理部長
執行役員	高橋邦倫	化学品本部長兼広島・四国・福岡支店担当 兼有限会社野津善助商店担当
執行役員	野々村泰雄	営業企画本部長 兼モリス株式会社代表取締役社長
執行役員	岩淵修	経理本部長
執行役員	西嶋毅	管理本部長 兼秘書部長
執行役員	黒田克弘	関西支社長 兼岡山事業PJ担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務執行に起因して保険契約期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び争訟費用が上記保険契約により填補されます。

ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び委任に関する事項

当社は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において諮問し、同委員会からの答申結果を踏まえ、2021年2月15日の取締役会において取締役の報酬等に関する方針を以下のとおり決議しております。なお、同委員会は、3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。委員長は独立社外取締役から選定し、委員である社外取締役は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識があること等から、役員報酬に関して建設的な議論を行っております。

<決定方針に関する事項>

A.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

B.報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

i) 基本報酬は、役員責任給及び役割給による月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的な勘案のうえ決定した規程に基づき支給するものとし、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。

ii) 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する寄与度を斟酌し役員賞与として毎年一定時期に支給しております。その目標となる業績指標及びその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。なお、実績値については、「1.企業集団の現況に関する事項(5) 財産及び損益の状況の推移」の営業利益をご参照ください。

iii) 非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬として支給しております。一定の無償取得事由に該当した場合は、取締役会決議に基づき割当株式を無償で取得するものとし、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行っております。

iv) 取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた各報酬ウエイトとし、指名・報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

<委任に関する事項>

役員賞与（業績連動報酬）は取締役会の決議に基づき当社代表取締役社長執行役員長洲崇彦がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分であります。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、当該権限を適切に行行使するため、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、当該答申内容に従って決定しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役（社外取締役及び監査役を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、同委員会が原案について、報酬等の決定方法及びその報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを含め、十分に多角的な検討が行われていることから同委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

支給対象	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
報酬の種類	基本報酬・業績連動報酬 (賞与)	譲渡制限付株式報酬	固定報酬
株主総会決議	2006年6月23日 第59回定時株主総会	2019年6月25日 第72回定時株主総会	1985年6月27日 第38回定時株主総会
決議内容の概要	年額250百万円以内	年額30百万円以内 (普通株式：年67,000株 以内)	月額3百万円以内
決議時点の役員 の員数	取締役8名 (うち社外取締役0名)	取締役(社外取締役を除 く)4名	監査役2名 (うち社外監査役0名)

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)及び対象員数(名)					
		基本報酬		業績連動報酬 (賞与)		非金銭報酬 (株式報酬)	
		総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数
取締役	160	121	7	27	3	12	3
(うち社外取締役)	(36)	(36)	(3)	—	—	—	—
監査役	28	28	4	—	—	—	—
(うち社外監査役)	(14)	(14)	(2)	—	—	—	—
合計	189	150	11	27	3	12	3

- (注) 1. 当年度末日時点における在籍人数は、取締役6名、監査役3名ですが、上記報酬額には、2022年6月22日付をもって退任した取締役1名、監査役1名が含まれています。
2. 上記業績連動報酬(賞与)は、当事業年度中に費用処理した取締役に対する役員賞与引当金27百万円であり、ます。
3. 上記非金銭報酬は、当事業年度中に費用処理した社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与による報酬額12百万円であり、ます。当該株式報酬の交付状況は、「2.会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
4. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外取締役及び社外監査役の兼職の状況は「3. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間に記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	池田 純	15回中15回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、長年にわたる商社等の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的な発言を適宜いただいております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、当社役員の人事や報酬、役員規程の見直し等に係る審議に貢献していただいております。当社の更なるコーポレートガバナンスを強化する役割を果たしております。
取締役	渡 祐二	15回中15回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、長年にわたる製造会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的な発言を適宜いただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社役員の人事や報酬、役員規程の見直し等に係る審議に貢献していただいております。当社の更なるコーポレートガバナンスを強化する役割を果たしております。
取締役	古川 裕二	15回中15回	—	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しており、長年にわたる銀行の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、積極的な発言を適宜いただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社役員の人事や報酬、役員規程の見直し等に係る審議に貢献していただいております。当社の更なるコーポレートガバナンスを強化する役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主 な 活 動 状 況
監査役	土屋 洋泰	15回中15回	12回中12回	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。
監査役	菊池 眞	15回中15回	12回中12回	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり決議しております。
(最終改定 2015年5月12日)

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うため、「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- ② 「コンプライアンス規程」に基づき、社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を計画的かつ定期的に実施する。また、コンプライアンス委員会は取組み状況を把握し、取締役会に報告する体制とする。
- ③ コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として、「内部通報窓口」を社内を設置し、情報の収集と改善に努め、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ④ 業務執行の状況を把握しその改善を図るため、「内部監査規程」を定め、これに基づき業務執行部門から独立した内部監査部門（監査室）が内部監査を実施する体制とする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を定め、これに基づき情報を保存するものとし、管理水準の向上を図る。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「リスク管理総括規程」を定め、これに基づき事業継続のための体制を整備、構築する。
- ② 「リスク管理総括規程」に基づき、社長執行役員をリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスク管理体制整備、教育、浸透を図る。また、リスク管理委員会は、当社の取組み状況を把握し、取締役会に報告する。
- ③ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理委員会が「緊急対策本部」を設置し、迅速な対応を行うことにより、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、中期経営計画及び年度予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その進捗状況の管理を行う。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理、監督を行う。

- ③ 業務執行における重要事項については、経営会議を原則として毎週1回開催し、審議を行い、業務執行の円滑な運営を行う体制とする。
- ④ 取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、責任と権限を明確にするとともに効率的に執行できる体制とする。
- ⑤ 取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進する。

5 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とする。
- ③ 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業績、財務状況等を定期的に当社に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を得る体制とする。
- ④ コンプライアンス、リスク管理の基本となる「ソーダニッカ行動規範」、「行動ガイドライン」、「コンプライアンス規程」「リスク管理総括規程」については、子会社も適用範囲に含め規程を配付し、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う体制とする。
- ⑤ 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、「内部通報窓口」（ホットライン）を当社と子会社の共用のものとして設置し、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

7 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、又は監査役求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、内部監査部門等の使用人を監査役スタッフとして配置を行うものとする。
- ② 当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。当該使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとする。

8 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体

- 制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に報告を行う。
 - ④ 「内部通報窓口」（ホットライン）の担当部署は、内部通報の受付・対応状況について、定期的に当社監査役に報告を行う。
 - ⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

9 その他当社の監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長執行役員及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとする。
- ② 監査役は、必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用できる。
- ③ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに係るガイドライン及び諸規程を整備し、当社及び子会社に周知しています。当事業年度におきましては、コンプライアンス部門責任者によるコンプライアンス全体会議を1回開催し、当社「行動ガイドライン」に基づくコンプライアンス教育、啓蒙活動を実施のうえ、その実施状況を取締役に報告しました。

② 情報保存管理体制

当社は、情報の保存及び管理を適切に行うため、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書は、文書管理規程その他関連する規程に基づき、適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保存しており、全ての取締役・監査役が必要に応じて閲覧できるようにしています。

③ リスク管理体制

当社は、当事業年度においてリスク管理委員会を7回開催し、リスク管理を着実に実行するため、リスク管理項目の見直し及び評価、対策の策定及び状況の確認等を実施のうえ、その実施状況を取締役に報告しました。

④ 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を15回開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議、経営上の重要な事項の審議・決議や重要な業務上の報告等を行いました。

⑤ 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、定期的に子会社の経営状況・財務状況について報告を受

け、重要度に応じて事前に当社の取締役会の承認を受ける体制にしています。

⑥ 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会を12回開催し、取締役の業務執行を監査しました。各監査役は、取締役会をはじめ重要な会議へ出席し、経営会議付議事項や経営上の重要情報について、取締役・用人からの報告や実地調査等により監査を行いました。また、各監査役は、内部監査部門（監査室）・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図りました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、「ソーダニッカ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に圧力を加える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒絶することを基本方針として定めるとともに、「行動ガイドライン」、「関係法令の手引き」において、反社会的勢力排除に関する具体的な行動基準を定め、役職員がこの行動基準を遵守するよう、周知徹底に努めております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等については特に定めておりません。

(5) サステナビリティ基本方針

ソーダニッカグループは、経営理念で掲げる「信用を第一に新しい価値の創造を通じて社会に貢献する」という考えのもと、サステナビリティへの取組みを経営の最重要課題として捉えています。経営理念に基づく経営方針及びサステナビリティ関連方針に従い、事業活動を通じて我々の使命である“環境と化学のコーディネート”を実践することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、財務体質の充実強化を図りながら、業績の推移を見据えたうえで安定的な配当維持を基本としております。

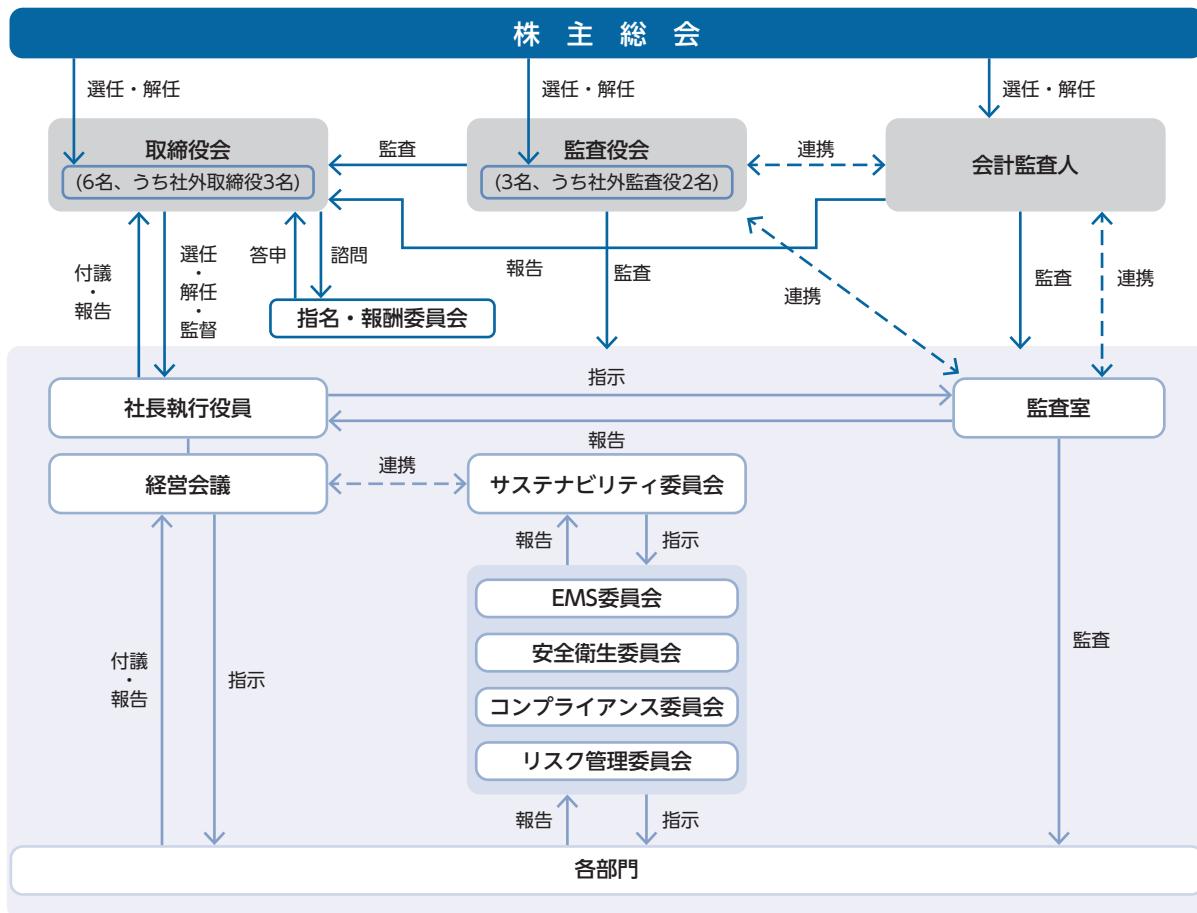
内部留保金に関しましては、今後の事業拡大に伴う増加運転資金等に備えるものであり、将来的には収益の向上を通じて株主様に還元できるものと考えております。

この基本方針に基づき、当期の業績及び財務内容等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当13円に特別配当14円を加え、27円とさせていただきます。この結果、中間配当金13円を含めた年間配当金は40円となります。

(7) コーポレートガバナンス・コードの概要

当社のコーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方は、経営の効率化、健全性の向上を目指し、透明性を確保していくことが最も重要であると認識しております。また、内部統制システムの実効的な運用によるコンプライアンス経営の強化と事業活動を通じた地球環境保護への取組みにより、あらゆるステークホルダーの信頼に応え、企業価値の継続的な拡大を目指してまいります。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制概要図 (2023年3月31日現在)



連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	52,573	流 動 負 債	38,961
現金及び預金	8,405	支払手形及び買掛金	32,085
受取手形、売掛金及び契約資産	41,996	短期借入金	4,757
商品及び製品	1,512	未払法人税等	519
その他	774	契約負債	166
貸倒引当金	△114	賞与引当金	358
固 定 資 産	16,719	役員賞与引当金	27
有 形 固 定 資 産	3,235	その他	1,047
建物及び構築物	1,018	固 定 負 債	3,893
車両運搬具	19	繰延税金負債	1,683
土地	1,702	再評価に係る繰延税金負債	186
その他	171	退職給付に係る負債	1,192
建設仮勘定	323	預り保証金	670
無 形 固 定 資 産	123	その他	161
投資その他の資産	13,360	負 債 合 計	42,855
投資有価証券	12,604	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	26	株 主 資 本	20,871
その他	735	資本金	3,762
貸倒引当金	△6	資本剰余金	3,116
		利益剰余金	13,999
		自己株式	△6
		その他の包括利益累計額	5,566
		その他有価証券評価差額金	5,279
		繰延ヘッジ損益	△3
		土地再評価差額金	196
		為替換算調整勘定	96
		退職給付に係る調整累計額	△2
		純 資 産 合 計	26,437
資 産 合 計	69,292	負債及び純資産合計	69,292

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	62,744
売上原価	54,422
売上総利益	8,322
販売費及び一般管理費	6,581
営業利益	1,741
営業外収益	436
受取利息	2
受取配当金	389
その他	45
営業外費用	46
支払利息	24
シンジケートローン手数料	11
その他	10
経常利益	2,131
特別利益	242
固定資産売却益	19
投資有価証券売却益	193
移転補償金	30
特別損失	119
投資有価証券評価損	94
事務所移転費用	25
税金等調整前当期純利益	2,254
法人税、住民税及び事業税	766
法人税等調整額	△18
当期純利益	1,506
親会社株主に帰属する当期純利益	1,506

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	3,762	3,116	13,892	△930	19,841
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△657		△657
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,506		1,506
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△28	207	178
自己株式の消却			△715	715	－
土地再評価差額金の取崩			2		2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の 変動額合計	－	－	106	923	1,030
2023年3月31日残高	3,762	3,116	13,999	△6	20,871

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2022年4月1日残高	5,174	3	198	69	△57	5,388	25,229
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						－	△657
親会社株主に帰属する 当期純利益						－	1,506
自己株式の取得						－	△0
自己株式の処分						－	178
自己株式の消却						－	－
土地再評価差額金の取崩						－	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	105	△7	△2	27	54	177	177
連結会計年度中の 変動額合計	105	△7	△2	27	54	177	1,207
2023年3月31日残高	5,279	△3	196	96	△2	5,566	26,437

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称：ソーダニッカビジネスサポート株式会社
曹達日化商貿（上海）有限公司
PT.SODA NIKKA INDONESIA
株式会社日本包装
SODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.
モリス株式会社
株式会社日進
有限会社野津善助商店

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、曹達日化商貿（上海）有限公司、PT.SODA NIKKA INDONESIA及びSODA NIKKA VIETNAM CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

②デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③棚卸資産

商品及び製品は移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年	構築物	7～60年
車両運搬具	4年		

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

①貸倒引当金

受取手形、売掛金及び契約資産を含む債権の貸倒損失に備えるため、債務者の財政状態及び経営成績、債務の弁済状況等に応じて分類した債権区分毎に貸倒見積高の算定を行っており、一般債権については過去の貸倒実績率を用いて、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能額を見積り、貸倒見積高を算定しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれその発生時より費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額での収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段として用いております。

③ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	化学品事業	機能材事業	その他事業	
ソーダ関連薬品	15,703	－	－	15,703
その他の無機薬品	13,450	－	－	13,450
有機薬品	9,548	－	－	9,548
化学品事業その他	3,038	－	－	3,038
包装関連商品	－	6,158	－	6,158
合成樹脂関連商品	－	5,339	－	5,339
設備・工事・産業材料	－	1,872	－	1,872
機能材事業その他	－	220	－	220
その他	－	－	7,351	7,351
顧客との契約から生じる収益	41,740	13,591	7,351	62,683
その他の収益	56	－	5	61
外部顧客への売上高	41,796	13,591	7,356	62,744

(注) 化学品事業セグメントのその他の収益56百万円及びその他事業セグメントのその他の収益5百万円は、保有動産・不動産等の賃貸による収入に係る売上高であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、顧客との契約について、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

連結計算書類

当社及び連結子会社は、化学品、機能材、その他の3セグメントについて主に物品の販売を主たる事業としており、多くの場合、これらの物品の販売は引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し履行義務が充足されるため、引渡時点で収益を認識しております。

なお、当社及び連結子会社は、売上取引の本人と代理人の区別判定を求めており、当社が本人に該当するときには、財又はサービスの提供と交換に当社が権利を得ると見込む対価の総額を、代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配することと交換に当社が得ると見込む報酬又は手数料の金額を収益として認識しております。

本人か代理人の検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社及び連結子会社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客へ支配の移転の後に、当社及び連結子会社が在庫リスクを有している
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社及び連結子会社に裁量権がある

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,903
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	41,996
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	231
契約負債（期末残高）	166

契約負債は、主に、当社が受注した工事案件に係る前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、106百万円であります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(受取手形、売掛金及び契約資産に係る貸倒引当金の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受取手形、売掛金及び契約資産	41,996百万円
貸倒引当金（流動資産）	△114百万円
破産更生債権等	5百万円
貸倒引当金（固定資産）	△5百万円

2. 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社及び連結子会社は、受取手形、売掛金及び契約資産を含む債権について、債務者の財政状態及び経営成績、債務の弁済状況等に応じて分類した債権区分毎に貸倒見積高の算定を行っております。しかし、当初想定できなかった経済情勢や債務者の支払能力の変動などにより貸倒見積高に変更があった場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額はそれぞれ次のとおりであります。

受取手形	9,705百万円
売掛金	32,290百万円

2. 担保提供資産

(1) 建物及び構築物	0百万円
土地	14百万円
計	14百万円

対応債務 短期借入金	1,170百万円
(2) 投資有価証券	2,907百万円
対応債務 支払手形及び買掛金	12,254百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 3,190百万円

連結計算書類

4. 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日改正)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 … 「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) …………… 293百万円

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 22,968,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(注)	1,299,663株	70株	1,290,177株	9,556株

(注) 増減の内訳は次のとおりであります。

端株の買取による増加 70株
 自己株式の消却による減少 1,000,000株
 従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分による減少 259,600株
 譲渡制限付株式報酬に係る株式の処分による減少 30,577株

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月10日 取締役会	普通株式	362百万円	16.00円	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	295百万円	13.00円	2022年9月30日	2022年12月8日

連結計算書類

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	619百万円	27.00円	2023年3月31日	2023年6月23日

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

デリバティブは、海外取引における為替変動リスクを最小限にとどめ、利益管理を適切にするために行うもので、先物為替予約を外貨の使途が明らかな場合のみ行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	12,303	12,303	—
(2) デリバティブ取引	△2	△2	—

(*1) 負債で計上されているものについては、△で示しております。

(*2) デリバティブ取引は、債権・債務を差引した合計を表示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっております。

(2) デリバティブ取引

これらの時価は、決算期末日における先物為替相場によっております。

(注2) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金
は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略して
おります。

(注3) 市場価格のない株式等（非上場株式（連結貸借対照表計上額301百万円））は、上表には含めており
ません。

(注4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレ
ベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した
時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ
ぞれ属するレベルのうち、時価算定における優先順位が最も低いレベルに時価を算定しております。

連結計算書類

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	12,303	—	—	12,303
破産更生債権等	—	—	5	5
貸倒引当金	—	—	△5	△5
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1	—	1
資産計	12,303	1	—	12,304
デリバティブ取引				
通貨関連	—	4	—	4
負債計	—	4	—	4

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その評価をレベル1の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、評価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,151円52銭
2. 1株当たり当期純利益	66円35銭

VI その他の注記

金額の端数処理

百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,215	流動負債	37,779
現金及び預金	7,143	支払手形	275
受取手形、売掛金及び契約資産	41,264	買掛金	31,080
商品及び製品	1,135	短期借入金	4,500
前渡金	454	リース負債	2
未収消費税等	61	未払費用	495
その他の貸倒引当金	269	未払法人税等	256
	△114	払戻金	498
固定資産	16,948	契約負債	146
有形固定資産	2,730	預り金	19
建物	198	賞与引当金	330
構築物	674	役員賞与引当金	27
機械及び装置	76	株主優待引当金	52
車両運搬具	0	その他	96
工具器具備品	61	固定負債	3,581
土地	1,385	リース債務	8
リース資産	9	繰延税金負債	1,684
建設仮勘定	323	再評価に係る繰延税金負債	186
無形固定資産	120	退職給付引当金	1,032
ソフトウェア	118	預り保証金	670
電話加入権	1	長期未払金	0
水道施設利用権	0	負債合計	41,361
投資その他の資産	14,098	純資産の部	
投資有価証券	12,477	株主資本	20,342
関係会社株式	702	資本金	3,762
関係会社出資金	303	資本剰余金	3,116
従業員長期貸付金	12	資本準備金	3,116
破産更生債権	5	利益剰余金	13,471
敷金保証券	492	利益準備金	417
会員の権利	110	その他利益剰余金	13,053
その他の貸倒引当金	0	固定資産圧縮積立金	21
	△6	別途積立金	2,700
		繰越利益剰余金	10,331
		自己株式	△6
		評価・換算差額等	5,460
		その他有価証券評価差額金	5,267
		繰延ヘッジ損益	△3
		土地再評価差額金	196
資産合計	67,163	純資産合計	25,802
		負債及び純資産合計	67,163

計算書類

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	56,564
売 上 原 価	49,281
売 上 総 利 益	7,282
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,688
営 業 利 益	1,594
営 業 外 収 益	422
受 取 利 息	6
受 取 配 当 金	385
そ の 他	30
営 業 外 費 用	78
支 払 利 息	21
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	11
持 株 会 事 務 委 託 費	28
そ の 他	17
経 常 利 益	1,938
特 別 利 益	238
固 定 資 産 売 却 益	19
投 資 有 価 証 券 売 却 益	188
移 転 補 償 金	30
特 別 損 失	119
投 資 有 価 証 券 評 価 損	94
事 務 所 移 転 費 用	25
税 引 前 当 期 純 利 益	2,056
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	731
法 人 税 等 調 整 額	△28
当 期 純 利 益	1,353

計算書類

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2022年4月1日残高	3,762	3,116	－	3,116
当期中の変動額				
圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				－
当期純利益				－
自己株式の取得				－
自己株式の処分				－
自己株式の消却				－
土地再評価差額金の取崩				－
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	－	－	－	－
当期中の変動額合計	－	－	－	－
2023年3月31日残高	3,762	3,116	－	3,116

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金					利益剰余金計		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰越利益剰余金			
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金						
2022年4月1日残高	417	22	2,700	10,378	13,518	△930	19,466	
当期中の変動額								
圧縮積立金の取崩		△0		0	－		－	
剰余金の配当				△657	△657		△657	
当期純利益				1,353	1,353		1,353	
自己株式の取得					－	△0	△0	
自己株式の処分				△28	△28	207	178	
自己株式の消却				△715	△715	715	－	
土地再評価差額金の取崩				2	2		2	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	
当期中の変動額合計	－	△0	－	△46	△46	923	876	
2023年3月31日残高	417	21	2,700	10,331	13,471	△6	20,342	

計算書類

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	5,163	3	198	5,365	24,831
当期中の変動額					
圧縮積立金の取崩				－	－
剰余金の配当				－	△657
当期純利益				－	1,353
自己株式の取得				－	△0
自己株式の処分				－	178
自己株式の消却				－	－
土地再評価差額金の取崩				－	2
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	104	△7	△2	94	94
当期中の変動額合計	104	△7	△2	94	971
2023年3月31日残高	5,267	△3	196	5,460	25,802

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年	構築物	7～60年
機械及び装置	7～17年	車両運搬具	4年
工具器具備品	2～20年		

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金及び契約資産を含む債権の貸倒損失に備えるため、債務者の財政状態及び経営成績、債務の弁済状況等に応じて分類した債権区分毎に貸倒見積高の算定を行っており、一般債権については過去の貸倒実績率を用いて、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能額を見積り、貸倒見積高を算定しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれその発生時より費用処理しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待の贈呈に備えるため、贈呈費用見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額での収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約をヘッジ手段として用いております。

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 収益認識に関する注記

(収益認識関係)

- ・顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報連結注記表と同一であります。

10. 会計上の見積りに関する注記

(受取手形、売掛金及び契約資産に係る貸倒引当金の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

受取手形、売掛金及び契約資産	41,264百万円
貸倒引当金（流動資産）	△114百万円
破産更生債権等	5百万円
貸倒引当金（固定資産）	△5百万円

2. 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

連結注記表「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額はそれぞれ次のとおりであります。

受取手形	9,496百万円
売掛金	31,767百万円

2. 担保提供資産

(1) 建物及び構築物	0百万円
土地	14百万円
計	14百万円
対応債務 短期借入金	1,170百万円
(2) 投資有価証券	2,907百万円
対応債務 支払手形及び買掛金	12,254百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,255百万円

4. 関係会社に対する債権・債務
- | | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 574百万円 |
| 短期金銭債務 | 44百万円 |

計算書類

5. 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 … 「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額）…………… 293百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 1,920百万円

仕 入 高 1,103百万円

その他の営業取引高 311百万円

営業取引以外の取引による取引高 5百万円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（注）	1,299,663株	70株	1,290,177株	9,556株

（注）増減の内訳は次のとおりであります。

端株の買取による増加 70株

自己株式の消却による減少 1,000,000株

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分による減少 259,600株

譲渡制限付株式報酬に係る株式の処分による減少 30,577株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

貸倒引当金	36百万円
賞与引当金	101百万円
退職給付引当金	316百万円
投資有価証券評価損	140百万円
関係会社株式評価損	61百万円
関係会社出資金評価損	32百万円
会員権評価損	12百万円
その他	112百万円
繰延税金資産小計	813百万円
評価性引当額	△282百万円
繰延税金資産合計	530百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,205百万円
固定資産圧縮積立金	△9百万円
その他	－百万円
繰延税金負債合計	△2,214百万円
繰延税金負債の純額	△1,684百万円

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,123円89銭
2. 1株当たり当期純利益	59円58銭

VII その他の注記

金額の端数処理

百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

ソーダニッカ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 猪俣 雅 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗原 幸 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーダニッカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

ソーダニッカ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 猪俣 雅弘
指定有限責任社員 公認会計士 栗原 幸夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソーダニッカ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

ソーダニッカ株式会社監査役会

常勤監査役 宮本 隆博 ㊟

社外監査役 土屋 洋泰 ㊟

社外監査役 菊池 眞 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
 ベルサール東京日本橋 4階コンファレンスセンター
 (開催場所の階数が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)



交通のご案内

- 地下鉄
 銀座線、東西線、浅草線
 日本橋駅 B6 出口 (駅直結)
 半蔵門線 三越前駅 B6 出口より
 徒歩3分

※会場へは地下1階のエレベーター
 をご利用ください。

